

大分県蜂群配置調整会議開催要領

大分県農林水産部畜産技術室

制定：令和 6 年 8 月 1 6 日

1 目的

養蜂振興法（昭和 30 年 8 月 27 日法律第 180 号制定。以下「法」という。）第 8 条に基づき、蜂群配置の適正及び防疫の迅速かつ的確な実施を図るため、下記により大分県蜂群配置調整会議を開催する。

2 計画書の作成

畜産技術室は、毎年 8 月上旬に当年の蜜蜂飼育届の提出のあった県内蜜蜂飼育者及び本県から転飼許可を受けた県外養蜂業者に翌年分の蜂群配置計画書（別紙様式 1）を居住地を管轄する県振興局（以下、「振興局」という。）に提出する旨を依頼する。

また、蜂群配置計画書に基づいて作成する蜂群配置調整名簿（以下、調整名簿）に氏名等の個人情報の掲載及び提供の同意を得る「個人情報掲載及び提供の同意書（別紙様式 2）」を同封し、同意の有無を確認する。

3 蜂群配置調整名簿の作成と送付

振興局は、「蜂群配置計画書（別紙様式 1）」、「個人情報掲載及び提供の同意書（別紙様式 2）」の回答内容に従い、蜂群配置調整名簿を作成し、9 月末までに畜産技術室へ提出する。

畜産技術室は、毎年 10 月上旬に各振興局から提出された蜂群配置調整名簿をもとに、県全体の蜂群配置調整名簿を作成し、名簿に記載のある蜜蜂飼育者へ送付する。併せて、「蜂群配置調整についての意見書（別紙様式 3）」を送付し、調整必要箇所及び調整の理由について 10 月末までに調整必要箇所を所管する振興局に提出するよう依頼する。

4 振興局による事前調整の実施と地域調整会議の開催

(1) 振興局による事前調整の実施

新規蜂群配置及び蜜蜂飼育者からの提出のあった「蜂群配置調整についての意見書（別紙様式 3）」や申し出について、調整箇所を所管する振興局による事前調整を実施する。

振興局は、「大分県蜂群配置調整の基本方針（令和 6 年 8 月 1 6 日畜産技術室制定。以下「基本方針」という。）及び「大分県蜂群配置調整基準（令和 6 年 8 月 1 6 日畜産技術室制定。以下「調整基準」という。）に基づき、競合する蜂場間の調整を行う。

事前調整は、競合する蜂場の蜜蜂飼育者の話し合いにより行われるが、振興局は、話し合いの機会の設定等の協力を行う。蜜蜂飼育者同士の直接の話し合いが困難である場合は、振興局が両者の意見の伝達を行う等の方法により調整を行う。

(2) 地域調整会議の開催

事前調整において、調整が整わない蜂場については、局毎に地域調整会議を開催し、審議を行う。会議は、振興局が要調整蜂場の飼育者及び当該蜂場と競合する飼育者を参集して行う。また、振興局は、必要に応じて「大分県養蜂組合」や「学識経験者」等を参集し、蜜源の状況や、地形等から想定される状況、伝染病などの専門的な意見等を求めることができる。

事前調整及び地域調整会議で審議をしたが、両者の合意が得られなかった蜂場については「不調」とする。

(3) 地域調整会議の結果報告

振興局は、県調整会議の開催までに、調整結果を畜産技術室に報告するものとする。

事前調整において、全ての要調整蜂場の調整が終了した場合は、畜産技術室への地域調整結果の報告をもって地域調整会議の結果とし、この場合は地域調整会議の実施を要しない。

5 県蜂群配置調整会議

県蜂群配置調整会議は、各地域の地域調整会議の結果の報告・確認を行うため、畜産技術室が主催して毎年12月に開催する。

畜産技術室は、県内の蜜蜂飼育者及び県外養蜂業者に開催を通知し、調整会議への参加を希望する者が参加する。

6 新規に養蜂を開始する者の取り扱い

県は、新規に蜜蜂を飼育する者に向けて、蜂群配置調整が整ったうえで蜜蜂飼育届を提出するよう指導するとともに県民にHP等で呼びかける等周知に努める。

7 開催要領の改正

本開催要領は、必要に応じて改正を行うこととする。

附則

本開催要領は、令和6年8月16日から施行し、令和7年分の蜂群配置から調整を図る。